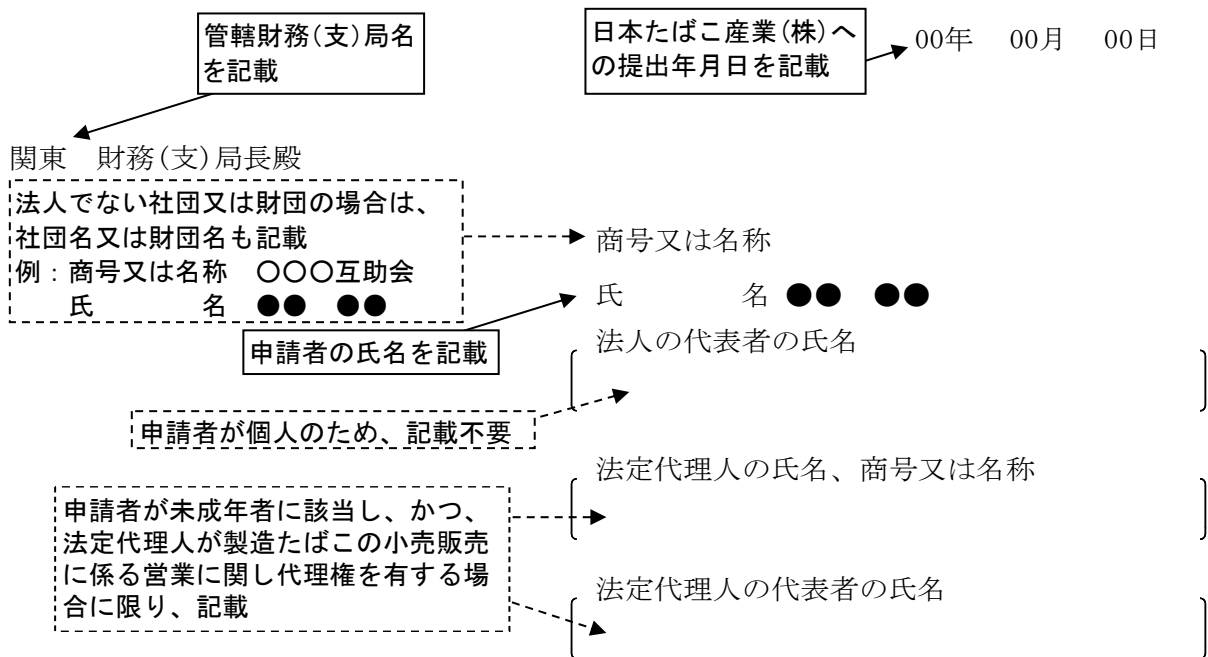


# 記載例（個人申請）

（日本産業規格A4）

別紙様式第19号（第19条第2項関係）



## 誓 約 書

私はたばこ事業法第23条第1号、第2号及び第5号から第7号までに該当しない者であることを誓約します。

※ 申請者が以下のたばこ事業法第23条各号に該当しない者であるか確認してください。

### たばこ事業法

- 第23条第1号 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第2号 申請者が第31条の規定により前条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第5号 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合その他小売販売を業として行うのに不相当である場合として財務省令で定める場合であるとき。
- 第6号 申請者が法人であって、その代表者のうちに第1号若しくは第2号に規定する者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者があるとき。
- 第7号 申請者が未成年者であって、その法定代理人が第1号若しくは第2号に規定する者若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者であるとき、又はその法定代理人の代表者のうちに第1号若しくは第2号に規定する者若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者があるとき。

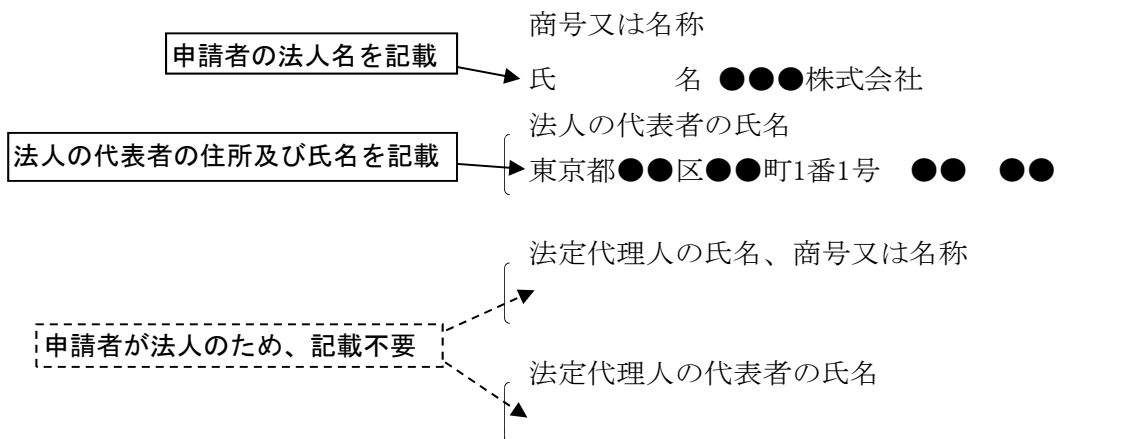
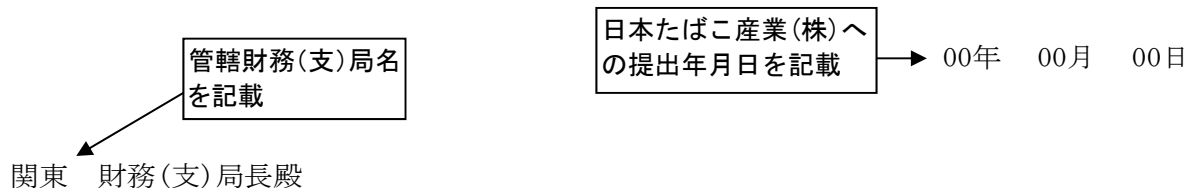
### たばこ事業法施行規則

- 第22条 法第23条第5号に規定する小売販売を業として行うのに不相当である場合として財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 第1号 予定営業所の使用の権利がない場合
  - 第2号 許可申請者が法人であって、製造たばこの販売が当該法人の定款又は寄附行為によって定められた目的の範囲に含まれない場合

# 記載例（法人申請）

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第19号（第19条第2項関係）



## 誓 約 書

私はたばこ事業法第23条第1号、第2号及び第5号から第7号までに該当しない者であることを誓約します。

※ 申請者が以下のたばこ事業法第23条各号に該当しない者であるか確認してください。

### たばこ事業法

- 第23条第1号 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第2号 申請者が第31条の規定により前条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第5号 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合その他小売販売を業として行うのに不相当である場合として財務省令で定める場合であるとき。
- 第6号 申請者が法人であって、その代表者のうちに第1号若しくは第2号に規定する者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者があるとき。
- 第7号 申請者が未成年者であって、その法定代理人が第1号若しくは第2号に規定する者若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者であるとき、又はその法定代理人の代表者のうちに第1号若しくは第2号に規定する者若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者があるとき。

### たばこ事業法施行規則

- 第22条 法第23条第5号に規定する小売販売を業として行うのに不相当である場合として財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 第1号 予定営業所の使用の権利がない場合
  - 第2号 許可申請者が法人であって、製造たばこの販売が当該法人の定款又は寄附行為によって定められた目的の範囲に含まれない場合